

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

I 根拠法令

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条第 1 項、第 66 条の 4 及び第 66 条の 8 第 1 項

II 改正の内容**1. 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正**

- (1) 少なくとも毎月 1 回行うこととされている産業医による作業場等の巡視について、毎月 1 回以上、事業者から産業医に衛生管理者による巡視の結果等が提供される場合であって、事業者の同意がある場合には、産業医による作業場等の巡視の頻度を、少なくとも 2 月に 1 回とする。
- (2) 事業者は、各種健康診断の結果に基づき医師又は歯科医師が意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師又は歯科医師から求められたときは、当該医師又は歯科医師にこれを提供するものとする。
- (3) 事業者が毎月 1 回以上行うこととされている、休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、速やかに、その超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報を、産業医に提供するものとする。
- (4) その他所要の改正を行う。

2. 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等の一部改正

以下の省令において、事業者は、各種健康診断の結果に基づき医師が意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師から求められたときは、速やかに、当該医師にこれを提供するものとする。

- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）
- ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）
- ・ 高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）
- ・ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

III 施行期日等

公布日：平成29年3月上旬（予定）

施行日：平成29年6月1日（予定）

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間の一部を改正する告示案（概要）

I 根拠法令

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第1条の2の17第1項第3号及び第1条の2の32第1項第3号

II 改正の内容

今般、「産業医制度の在り方に関する検討会」における議論等を踏まえ、下記の改正を行う。

1. 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間（平成21年厚生労働省告示第136号）の一部改正

産業医研修の健康管理に係る研修科目の範囲に、「治療と職業生活の両立支援」を加える。

2. 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間（平成21年厚生労働省告示第137号）の一部改正

産業医実習の健康管理に係る実習科目の範囲に、「治療と職業生活の両立支援」を加える。

III 適用日等

公布日：平成29年3月上旬（予定）

適用日：平成29年10月1日（予定）